

福祉・介護職員処遇改善加算について

令和元年10月に創設された「介護職員等特定処遇改善加算」に当法人も加算算定を行っております。

処遇改善加算1

○賃金改善項目 基本給・手当・賞与

基本給は、年齢、資格、経験、技能、評価表を考慮して各人ごとに設定

○キャリアパス要件Ⅰ

福祉・介護職員の任用において職位、職責又は職務内容等の要件を定め、それに応じた職務内容等の要件を定めている。棒級・処遇改善加算(特定加算・ベースアップ)

○キャリアパス要件Ⅱ

資質の向上、キャリアアップに向けた支援として、資格所得のための試験や研修の告知を随時 行い、シフトの調整や費用の一部負担を行っている。

○キャリアパス要件Ⅲ

職員について、経験や資格等に応じて昇給する仕組みがあり、勤続年数や資格取得に応じて昇給する仕組みがある。(資格を有して就業するものにも昇給が図られる仕組みがある)

特定処遇改善加算について

経験・技能のある障がい福祉人材(A) について、月額 8 万円又は、年額 440 万円以上となるものを設定

その他の障がい福祉人材(B)

その他の職種(C)

※(A)サビ管、サ責、児発管として勤続10年以上の者のうち、介護福祉士、保育士のいずれかの資格を有するもので勤続10年以上の者等

○ベースアップ等支援加算

福祉介護職員及びその他の職種の職員の賃金アップに充てられる。(基本給・賞与等)

職場環境要件(賃金以外の具体的取り組み)

入職促進に向けた取り組み	転職者、主婦層、中高年齢者等、幅広い採用
資質向上やキャリアアップに向けた取り組み	働きながら、資格取得を目指すものに対する受講支援等
両立支援・多様な働き方の推進	職員の事情等の条項に応じた勤務シフト、時短勤務。有給休暇の時間単位の取得等
やりがい・はたらきがいの構成	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善